

平成 28 年 3 月 24 日

兵庫県議会  
議長 石川 憲 幸 様

議会運営委員会  
委員長 永 田 秀 一

## 選挙期日と議員任期のあり方に関する報告書

平成 27 年 10 月 1 日の議会運営委員会において、議長から諮問を受けた「選挙期日と議員任期のあり方に関する事項」について、調査・検討を行い、その結果をとりまとめたので、次のとおり報告いたします。

### 1 はじめに

#### (1) 阪神・淡路大震災による議員任期の延長

兵庫県議会議員の選挙については、阪神・淡路大震災の影響により、平成 7 年 4 月の統一地方選挙での実施が困難となったため、本県並びに神戸市、西宮市、芦屋市とともに議員任期の延長を国に求め、「阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」により、議員任期満了日が平成 7 年 4 月 29 日から同年 6 月 10 日まで延長された。そのことにより、選挙は統一地方選挙から離れ、同年 6 月 11 日に実施された。

#### (2) 選挙期日と議員任期のズレの発生

平成 7 年 6 月の選挙は未曾有の大災害による特殊の措置であったとの理由から、統一地方選挙から離脱することとなったが、平成 11 年の改選時の選挙では、統一地方選挙において実施できるよう国に求め、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」により、統一地方選挙で選挙を実施することとなった。そのことにより、4 月の選挙期日と 6 月の任期満了との間に約 2 ヶ月のズレが生じた。

以降、選挙期日のあり方については、各会派代表者会議において、選挙のたびに議論がなされてきたが、投票率や経費面から現行どおり統一地方選挙での実施が望ましいとの意見が大方であり、平成 15 年の改選以降も同様にズレが生じた状態が続くこととなった。

#### (3) 選挙期日と議員任期のあり方検討会の設置

今回、平成 27 年 4 月に実施された統一地方選挙による改選後に設置された

新議会世話人会等において、新議会の基本問題や議会改革に関する諸課題を検討する中で、多くの議員から、選挙期日と議員任期のズレの問題に対する県民の関心は高く、阪神・淡路大震災から20年が経過し、震災復興が新たな段階を迎えることから、県民の負託に応える議会のあり方として、ズレの解消を審議すべきであるとの声があがった。このため、議長からの諮問を受け「選挙期日と議員任期のあり方検討会」が設置された。

## 2 検討会での協議経過

検討会では、まず、今年度中に、県議会として、この問題を解消するための結論を得ることが合意され、併せて、選挙期日と議員任期のあり方は、極めて重要な事項であるため、全会派が一致した結論を導くことが確認された。

そして、これらの合意のもとに、議会の解散も含めてズレの解消に向けた議論が重ねられ、その結果、二つの解消案に集約されるに至った。

### (1) 次期議員任期を短縮する特例法を国に求める案

解消策として、次期の議員任期を短縮する特例法の制定を国に求める案(以下、「特例法による解消案」という。)が、自民党、公明党・県民会議、維新の会から示された。

この案は、大震災という不可抗力のために、特例法により議員任期を延長した経緯から、その是正のための任期短縮を行う特例法を国に求めることが、最も理にかなうとの考え方によるものである。

また、震災後、これまで5回の県議会議員選挙を統一地方選挙で実施してきた意義を高くとらえ、県民に定着している統一地方選挙は、選挙や政治への関心を高め、投票率向上への啓発効果や経費面から見てメリットが大きいとするものである。

### (2) 統一地方選挙からの離脱による解消案

統一地方選挙ではなく、公職選挙法に基づき任期満了前30日以内に選挙を行う案(以下、「離脱による解消案」という。)が、民主党・県民連合、共産党から示された。

この案は、地方自治法で定められた4年の議員任期を短縮すべきではないという考え方のもと、全国的に市町村合併が進んだことにより統一地方選挙以外で選挙を実施する自治体が増えている現状、解消策を国の立法に委ねるべきでなく、本県議会自らが今任期から速やかにズレを解消すべきという立場から提示されたものである。

また、被災3市と同日に選挙を行うことにより、投票率の向上や経費の削減が期待できるとするものである。

### (3) 合意に向けた協議

各会派の解消案について、その一致点を見出すべく、検討会では、①国に対して特例法制定を求める是非、②特例法を2回求める(次回選挙期日を統

一地方選挙とする特例法と任期短縮を求める特例法) ことの是非、③統一地方選挙に参加しない場合における課題の三つの論点から、議論を行ったが、統一地方選挙の意義を巡る考え方が異なり、意見の隔たりは埋まらなかった。このため、更に、④統一地方選挙から直ちに離脱することの是非について議論を行ったが、同じ主張の繰り返しとなり、意見の集約には至らなかった。各論点における各会派の意見が出尽くし、議論が平行線となったことから、正副座長試案を提示し、意見調整を図ることとしたものである。

なお、検討会において、各会派から出された意見の詳細は参考として別紙を添付している。

### 3 解消策

#### (1) 両案に関する考え方

##### ① 選挙のあり方について

「特例法による解消案」は、選挙のあり方について重きを置いた案といえる。選挙は、県民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会である。その意味から選挙は住民が参加しやすい執行となるよう設定されなければならない。戦後、18回にわたり実施されてきた統一地方選挙は、全国的な啓発や報道がなされることから、県民の政治への関心を高めるとともに、選挙の同時実施により県民の利便を高めるための制度であり、その離脱は慎重に検討されるべきものとする。

##### ② 議員の任期について

一方、「離脱による解消案」は議員任期について重きを置いた案といえる。4年の議員任期は、地方自治の基本法である地方自治法に定められた期間である。

そして、議員任期は、選挙で選出された議員が選挙区の代表のみならず、全県民の代表として二元代表制の一翼を担う議会において、監視機能や政策立案を果たすため、その活動を保障された期間であり、軽々と短縮すべきではないと考えられる。

なお、現に議員の職にある者は、県民から今回選挙を通じ4年の任期を負託されたものであり、今任期を現議員自らが短縮することは、極めて慎重にならざるを得ないという点については、多数の会派から意見が述べられたところでもある。

#### (2) 解消策を取りまとめるに当たっての考え方並びに解消策の内容

これら解消策のいずれについても、相応の理由があるものとする。

その上で、解消策を取りまとめるに至った考え方を申し述べる。

本県議会議員選挙は、これまで統一地方選挙により、阪神・淡路大震災以降の5回を含め17回実施してきた。特に、阪神・淡路大震災以降の選挙実施に当たっては、毎回、県議会として検討した上で、県民にとって望ましい選

挙のあり方として統一地方選挙を選択したものである。

加えて、全国的に大災害が多発し、本県と類似のケースが起こり得ることが想定される中、特例法がその課題解消の先例となるよう国に働きかけを行うことは、大震災を経験した県議会としての役割とも考えるところである。

なお、選挙実施を統一地方選挙による場合は、これまで、その前年の当初までに県議会としての判断が行なわれてきたところであり、特例法を求めるとであれば、平成29年1月頃に招集予定の通常国会において法案が提出されるよう国に働きかけ、実現の可否を得る必要がある。

先に申し上げたとおり、今年度中に選挙期日と議員任期のズレを解消するための解決策を得ようということは県議会として一致した思いであり、県民の信頼に答えていくため、県議会として全会派が一致した結論を早期に見出す必要がある。

よって、2月12日の検討会において解消策を次のとおり提示したところ、3月3日の検討会において全会派の合意が得られた。

#### **【解消策】**

**議員任期と選挙期日のズレの解消策については、次期（平成31年6月～）の議員任期を約3年10ヵ月に短縮する特例法の制定を国に求めることとする。**

国への働きかけに係る目途については、平成29年1月頃に招集予定の通常国会において法案が提出され、成立することをめざすこととする。

この特例法の成立により、次回選挙は、短縮された議員任期のもと、これまでどおり統一地方選挙で実施することとなる。

以上の結果、次々回（平成35年4月）の統一地方選挙において、ズレを解消する。

#### **4 関係市議会との連携**

ズレの解消の問題は、県議会のみならず神戸市、西宮市、芦屋市の3市議会が抱える問題でもあり、これまでから検討会の結果報告等を通じて、情報提供を行ってきたところである。

3市議会においても結論を見出すべく検討が深まっていくと思うが、問題の解消に当たっては、県議会、3市議会が共通の課題として連携を密にすることが重要と考える。先般3市議会の正副議長による連絡会が発足したので、こちらとも情報交換を密にしていきたい。

県議会における結論が3市議会の議論を拘束するものではないことは言うまでもない。しかし、私たちの考え方や議論の経過を明らかにすることで、3市議会での議論の一助となることを期待したい。

選挙期日と議員任期のあり方検討会 名簿

座長	永田秀一（議会運営委員会委員長、自民党）
副座長	谷井いさお（同副委員長、公明党・県民会議）
委員	掘井健智（維新の会）
委員	上野英一（民主党・県民連合）
委員	岸本かずなお（公明党・県民会議）
委員	長岡壯壽（自民党）
委員	仲田一彦（自民党）
委員外議員	ねりき恵子（共産党）

## 検 討 の 経 過

- |               |   |
|---------------|---|
| 平成27年10月 7 日  | 第 1 回 検 討 会<br>・ 運 営 要 領 の 協 議                                    |
| 11月 24日       | 第 2 回 検 討 会<br>・ 検 討 の 進 め 方 に つ い て<br>・ 各 会 派 の 検 討 状 況 に つ い て |
| 12月 4 日       | 第 3 回 検 討 会<br>・ 各 会 派 の 意 見 に つ い て                              |
| 12月 9 日       | 第 4 回 検 討 会<br>・ 各 会 派 の 意 見 に つ い て                              |
| 12月 16日       | 第 5 回 検 討 会<br>・ 各 会 派 の 意 見 に つ い て                              |
| 平成28年 1 月 8 日 | 第 6 回 検 討 会<br>・ 統 一 地 方 選 挙 か ら 直 ち に 離 脱 す る こ と<br>に つ い て     |
| 2 月 12日       | 第 7 回 検 討 会<br>・ 正 副 座 長 試 案 に つ い て                              |
| 3 月 3 日       | 第 8 回 検 討 会<br>・ 正 副 座 長 試 案 に つ い て                              |